

# 令和7年度 第6回大島区地域協議会 次第

日 時：令和7年9月30日（火）

午後6時30分から

場 所：大島コミュニティプラザ

2階 市民活動室1

## 1 開 会

## 2 諒 問

（1） 諒問第114号 大島庄屋の家の休館日の変更について

資料No.1

（2） 諒問第115号 菖蒲高原緑地休養広場の利用時間の変更について

資料No.2

## 3 報 告

（1） 公の施設の使用料等の見直しについて

資料No.3

（2） 大島庄屋の家の使用料の変更について

資料No.4

（3） 菖蒲高原緑地休養広場の利用料金の変更について

資料No.5

## 4 自主的な審議

（1） 大島区の地域活性化に向けた取組について

資料No.6

（2） 大島区地域協議会視察研修（案）について

## 5 その他の事項

（1） 令和7年度第7回地域協議会の開催日について

【開催日：\_\_\_\_月\_\_\_\_日、開催時間：\_\_\_\_時\_\_\_\_分から】

## 6 閉 会

上観第464号  
令和7年9月24日

大島区地域協議会  
会長 高野邦夫様

上越市長 中川幹太  
(文化観光部観光振興課)

大島庄屋の家の休館日の変更について(諮問)

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求める。

記

諮問第114号 大島庄屋の家の休館日の変更について  
※ 諒問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

従業員の働き方を見直すために試行的に行ってきました週休二日制が、利用者に定着してきたことから、現状に合わせて休館日を変更することに関し、大島区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

現況	諮問内容
<p>1 休館日 庄屋の家の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) <u>木曜日</u> (2) 12月29日から翌年1月3日まで</p>	<p>1 休館日 庄屋の家の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) <u>火曜日及び水曜日</u> (2) 12月29日から翌年1月3日まで</p>

上農整第791号  
令和7年9月26日

大島区地域協議会  
会長 高野邦夫様

上越市長 中川幹太  
(農林水産部農林水産整備課)

菖蒲高原緑地休養広場の利用時間の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求める。

記

諮問第115号 菖蒲高原緑地休養広場の利用時間の変更について  
※ 諒問内容については、別紙のとおり

[諒問理由]

菖蒲高原緑地休養広場について、運営の現状に合わせて利用時間を変更することに関し、大島区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

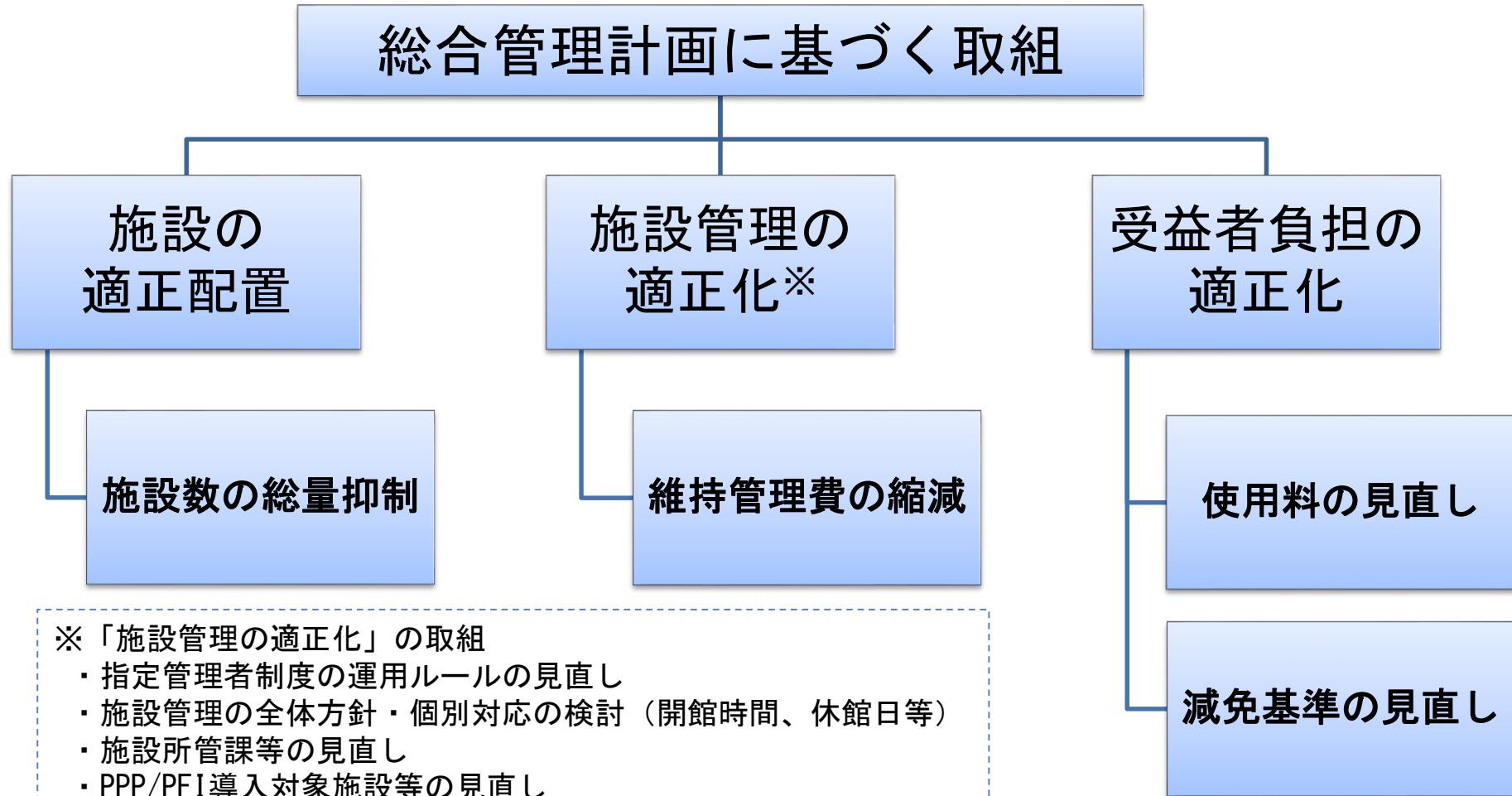
別紙

(変更点については、表中下線部のとおり。)

現況	諮問内容
<p>1 利用時間</p> <p>広場の利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(1) コテージ及びキャンプ場 次のとおりとする。</p> <p>ア 日帰り利用 午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 宿泊利用 午前9時から翌日午前9時まで</p> <p>(2) 炊事棟、野外ステージ及びゲストハウス 午前9時から午後5時まで。ただし、前号に掲げる施設の宿泊する者の利用にあっては、午前9時から翌日午前9時までとする。</p>	<p>1 利用時間</p> <p>広場の利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(1) コテージ及びキャンプ場 次のとおりとする。</p> <p>ア 日帰り利用 午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 宿泊利用 <u>午後2時から翌日午前10時まで</u></p> <p>(2) 炊事棟、野外ステージ及びゲストハウス 午前9時から午後5時まで。ただし、前号に掲げる施設の宿泊する者の利用にあっては、<u>午後2時から翌日午前10時まで</u>とする。</p>

# 公共施設等総合管理計画に基づく取組のイメージ

より充実した行政サービスを提供するために、「施設の適正配置」「施設管理の適正化」「受益者負担の適正化」を一体的な取組として検討する。



## 公の施設の使用料等の見直しについて

### 1 使用料等の基本方針の策定について

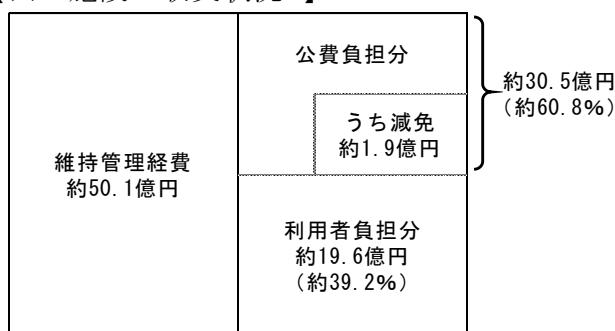
#### (1) 基本方針の策定の理由

- これまでの使用料等の見直しは、平成27年10月の使用料等の見直し時に整理した受益者負担の適正化、施設の性能・サービス水準を踏まえた料金の設定、使用料収入の確保を基本的な考え方として取り組んできました。
- 具体的には、施設の維持管理に必要な費用（ランニングコスト）に基づく使用料の算定や、利用者の負担の過度な増加を防ぐため激変緩和措置として見直しの上限額の設定のほか、減免基準の見直しを行ってきました。
- 今回、使用料等の見直しを行うに当たり、施設の運営及び管理に係る費用は、施設利用者の使用料等で一部が賄われていますが、その大半は施設を利用しない人を含む市民全体の税により負担されていることから、受益と負担の公平性や公正性を確保し、市民から理解が得られる合理的な使用料等の設定を行うため、基本的な考え方を改めて整理し、統一的な方針を定めることとしました。

#### (2) 使用料等の実態

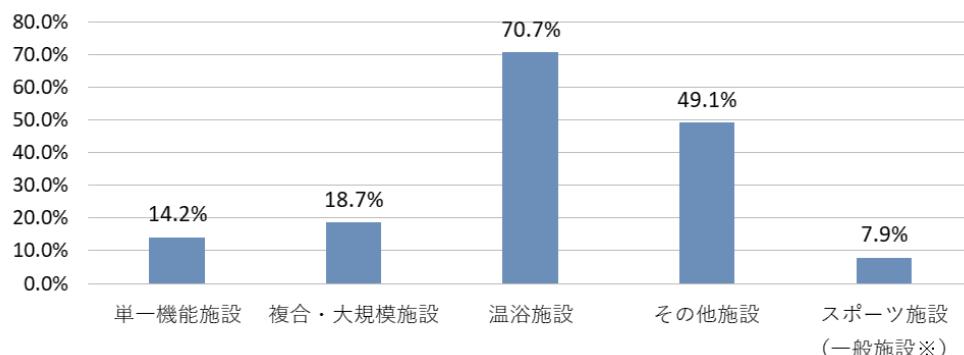
- 法令等で使用料等が徴収できない施設等を除く184施設の収支状況（令和5年度実績）においては、年間の維持管理経費に対する利用者負担の割合は約39.2%にとどまっています。
- また、施設使用料の減免額は年間約1.9億円に上り、公費から負担しています。
- カテゴリー別受益者負担率では、温浴施設が約70%であるのに対し、スポーツ施設（一般施設）では約8%と偏りがあります。
- 今後の施設の老朽化による維持管理経費の増加や人口減少に伴う利用者数の減少を見据え、受益者負担の考え方を再考する必要があります。

#### 【公の施設の収支状況※】



※スポーツ施設、貸館施設、観光施設など184施設が対象  
法令等の規制や不特定多数の利用者が利用する小・中学校や幼稚園、養護老人ホーム、公園等を除く。

#### 【カテゴリー別受益者負担率】



※一般的な体育館、野球場など。リージョンプラザ上越などの拠点施設等を除く。

## 2 「公の施設における使用料等の算定に係る基本方針」（案）の概要

基本的な考え方は、平成 27 年 10 月の見直し時と同様です。

## (1) 使用料等算定の基本方針

## ア 受益者負担の原則

公の施設が提供するサービスの公共性の程度に基づいて、税で負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を図る必要があります。

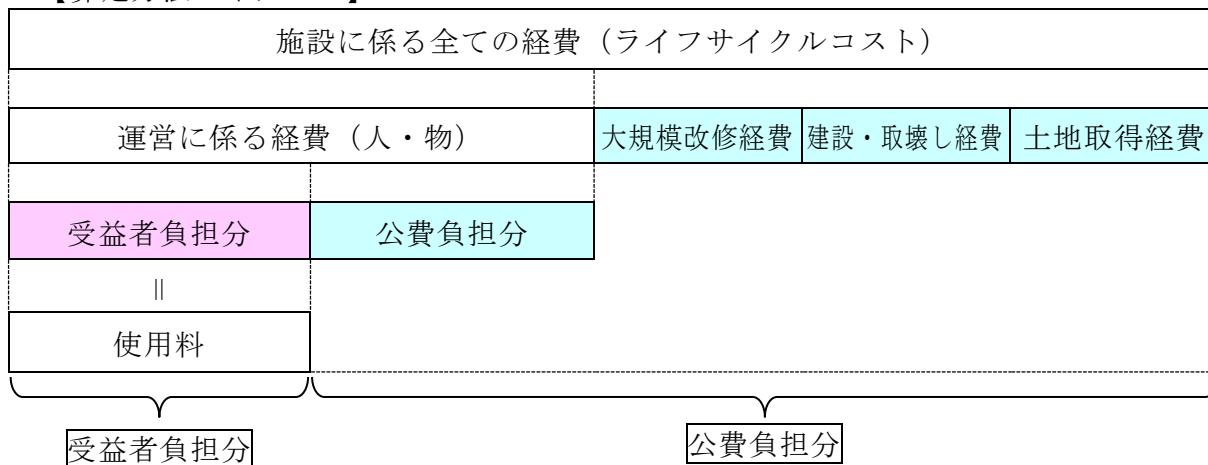
このため、施設を利用する人と利用しない人の負担の公平を図る観点から、公の施設の運営に係る対価として、受益者から使用料等を負担していただいており、受益の範囲内において料金を設定しています。

## イ 算定方法の明確化

公の施設の運営に係る費用（以下「原価」という。）を算出し、これを使用料等の算定根拠とします。

また、税負担と受益者負担との均衡を図るため、公の施設が提供するサービスを性質別に分類し、分類ごとの受益者負担割合を設定します。

#### 【算定方法のイメージ】



#### ウ 経費削減に向けた取組と使用料等の見直し

適正な受益者負担を求めるために、公の施設の適正配置（統廃合や機能集約など）や適正管理（開館時間や休館日設定の適正化など）による経費削減に向けた不断の取組によりコスト削減を図ります。

## (2) 対象施設

対象施設は、地方自治法第244条における公の施設のうち、使用料等を徴収している施設とします。ただし、法令等で使用料等が徴収できない施設（学校、図書館など）や他に基準額が存在する施設（保育園、図書館など）、占有料や目的外使用料（類するものを含む。）等については対象外とします。

### (3) 公の施設の性質分類と負担割合の設定

対象施設が提供するサービスの性質により、受益者負担の割合を設定することで、サービスの種類に応じた税負担と受益者負担の均衡を図ります。

#### ア 日常生活における必要性の程度（必需性）

日常生活を営む上で、必要不可欠なサービスを提供する施設(必需的な施設)は、市民の必要性が高く、より多くの公費(税)を投入して、市民全体で支えるサービスであり、一方、生活の快適性の向上など、個人の意思で利用するサービスを提供

する施設（選択的な施設）は、公費（税）による負担が少なくてよいサービスであると考えられます。

#### イ 民間における類似サービスの提供の程度（公益性）

民間では提供が難しいサービスを提供する施設や本市の魅力を広く伝える施設（公益的な施設）は、より多くの公費（税）を投入して、市民全体で支えるサービスであり、一方、民間でも同種・類似するサービスを提供する施設（私益的な施設）は市場代替性が高く、公費（税）による負担が少なくてよいサービスであると考えられます。

#### ウ 受益者負担割合

サービスの性質である「必需性（選択性）」、「公益性（私益性）」について9分類した上で、受益者負担割合については5段階に区分します。

#### 【標準的な受益者負担割合と主な施設・機能例】

受益者負担割合は標準的な例であり、実際の割合は、施設の事情等を踏まえ決定します。

提供するサービスの必需性 (選択性)	受益者負担：50%	受益者負担：25%	受益者負担：0%
	受益者負担：75%	受益者負担：50%	受益者負担：25%
	受益者負担：100%	受益者負担：75%	受益者負担：50%
	宿泊・日帰り温浴施設、観光施設、飲食施設、有料駐車場、博物館（水族博物館）	交流宿泊施設、キャンプ場、産業関連・農林水産業振興施設	博物館（その他）、文化歴史関係施設、学習施設、地域福祉拠点施設
選択性		私益的	公益的
提供するサービスの公益性（私益性）			

#### (4) 原価の考え方

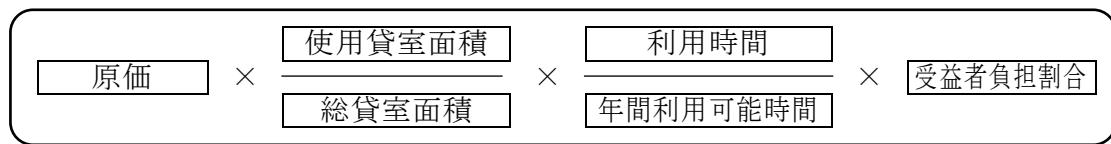
公の施設の利用に伴う経費には、施設の維持管理・運営に係る経常的な経費（人件費を含む。）と、施設の整備に係る投資的な経費がありますが、使用料等を算定する原価には、投資的な経費を含まないこととします。なお、経常的な経費でも、受益者が特定されている経費は、原価には含まないこととします。

また、施設のカテゴリーごとに設備の充実度や経過年数等の付加価値に差がある場合は原価に価値補正を行うとともに、複合施設の場合については、利用する面積や時間などを基に合理的に原価を割り振り、それぞれの使用料を算定することとします。

## (5) 算定方法

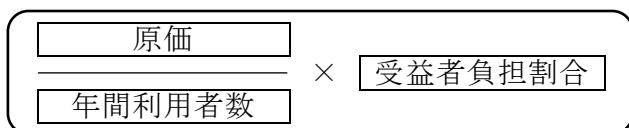
### ア 占有利用施設（会議室、野球場、ホール等）

使用する面積に応じて、1室（面）当たりの原価から使用料を算定



### イ 個人利用施設（入館料等）

大人一人1回当たりの使用料等を算定



## (6) 使用料等の算定に当たり考慮すべき事項

### ア 料金の調整等について

- 各施設の設置経緯、社会状況の変化、公の施設に係る当市の行政計画や社会的要請を特別に考慮する必要がある場合には、他の類似施設の使用料等との均衡を考慮した上で、使用料等を調整することができるものとします。
- 前項のほか、同種・類似サービスを提供する施設のグループ化や近隣の類似施設等との調整もできるものとします。

### イ 市外在住者、営利営業上の利用による料金の上限設定について

- 市外在住者：通常の使用料等の2倍
- 営利営業上：通常の使用料等の3倍

### ウ 使用料等、利用時間の単位について

- 使用料等：原則100円単位
- 利用時間：原則1時間単位としますが、施設によっては30分単位※での利用もできるものとします。

※ 30分単位で利用する場合の料金は1時間の使用料の半額

### エ 激変緩和措置について

- 原則、現行の使用料等の1.5倍を上限とし、段階的に見直しするものとします。

### オ 定期的な見直しについて

- 5年ごとに使用料等の見直しを行うこととします。

## 3 令和7年度の使用料等の見直しについて

### (1) 使用料等の見直しを行う施設の考え方

近年のエネルギー価格高騰等の影響を受け、次に該当する公の施設の使用料等の見直しを行います。

- エネルギー価格高騰等の影響（支出の増加）を大きく受けている施設
- 民間事業者でも同種のサービスが提供されている施設
- 使用料の設定において、受益者負担の割合が高い施設
- 地域振興を目的に、主に市外や県外の使用者を想定している施設
- 指定管理者から使用料の改定の要望がある施設

## (2) 使用料等の見直し予定施設

次の 17 施設について、「公の施設における使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定した額を基本として、使用料等を見直す予定としています。

新たな使用料等について、令和 7 年 12 月定例会に条例改正議案を提案し、令和 8 年 4 月 1 日の施行を目指します。

また、これら以外の施設の使用料等及び減免基準についても見直しを検討し、令和 9 年 4 月の施行を目指します。

### 【令和 7 年 12 月定例会で条例改正、令和 8 年 4 月の施行を目指す施設】

用途	施設カテゴリー	施設名
観光・レクリエーション施設	観光施設	キューピットバレイスキーエ
	日帰り温浴施設	吉川ゆったりの郷、大潟健康スポーツプラザ 鵜の浜人魚館、上越リゾートセンターくるみ 家族園
	宿泊温浴施設	ゆきだるま温泉久比岐野、牧湯の里深山荘、 柿崎マリンホテルハマナス、板倉保養センタ ー、うみてらす名立
	交流宿泊施設	大島庄屋の家、吉川スカイトイピア遊ランド、 六夜山荘、月影の郷
	キャンプ場	菖蒲高原緑地休養広場、南葉高原キャンプ場
社会教育系施設	博物館・文化歴史関係施設	上越市立水族博物館
公園施設	中規模公園	棚田動植物公園

## 4 今後のスケジュール

時期	内容
R7. 9～11	利用者への説明、地域協議会への説明、市ホームページ上の市民 向けアンケート調査の実施
R7. 12	総務常任委員会所管事務調査での審議、基本方針の策定、R7 年度使 用料等条例改正議案を提案
R7. 12～R8. 3	利用者等、市民への新使用料の周知
R8. 4～	新使用料等の適用開始

## 大島庄屋の家の使用料の変更について

このたびの公の施設の使用料等の見直しは、令和9年4月に予定している定期的な使用料等の見直しに先立ち、近年のエネルギー価格高騰等の影響を大きく受けている施設や、主に市外や県外の利用者を想定している施設などの17施設について、令和8年4月の使用料等の変更を計画しているものです。

### 1 施設の収支・利用状況(R6年度)

利用者数	市の収入 【A】	うち使用料等収入 【B】	市の支出 (維持管理経費) 【C】	公費投入額 【D】C-A	受益者負担割合 【E】B/C
2,364人	11,670千円	11,670千円	23,447千円	11,777千円	49.8%

【A】～【D】施設にかかる収入及び支出のみ記載している。

【B】使用料等収入には、使用料のほか飲食・物販収入等の条例に定めのない収入を含む。

### 2 使用料の変更案

No.	現行(変更前)					変更案			
	区分①	区分②	料金単位	使用料	変更案の料金単位に換算した額【F】	料金単位	使用料 【G】	増減額 (G-F)	増減率 (G/F)
1	ふるさと文化交流館	大研修室	4時間まで	2,200円	550円	1室1時間	650円	100円	1.2
2			4時間超の場合4時間ごと	1,650円	413円	1室1時間	650円	238円	1.6
3		和室	4時間まで	1,650円	413円	1室1時間	450円	38円	1.1
4			4時間超の場合4時間ごと	1,100円	275円	1室1時間	450円	175円	1.6
5		宿泊利用	1人1泊	3,300円	3,300円	1人1泊	4,000円	700円	1.2
6	かやぶき生活体験棟	座敷広間	4時間まで	3,300円	825円	1室1時間	850円	25円	1.0
7			4時間超の場合4時間ごと	1,650円	413円	1室1時間	850円	438円	2.1
8		調理体験室	4時間まで	4,400円	1,100円	1室1時間	1,100円	0円	0.3
9			4時間超の場合4時間ごと	2,200円	550円	1室1時間	1,100円	550円	2.0
10		宿泊利用	-	-	-	1人1泊	4,000円	-	-

#### 【その他特記事項】

・「2 使用料の変更案」について、No.1～No.4及びNo.6～No.9について、これまで4時間当たりで使用料を設定していたが、1時間当たりの使用料に設定するもの。

## 菖蒲高原緑地休養広場の利用料金の変更について

このたびの公の施設の使用料等の見直しは、令和9年4月に予定している定期的な使用料等の見直しに先立ち、近年のエネルギー価格高騰等の影響を大きく受けている施設や、主に市外や県外の利用者を想定している施設などの17施設について、令和8年4月の使用料等の変更を計画しているものです。

### 1 施設の収支・利用状況(R6年度)

利用者数	市の収入 【A】	市の支出 【B】	公費投入額 【C】B-A	利用料金等収入 【D】	維持管理経費 【E】	受益者負担割合 【F】D/E
1,121人	0	6,575千円	6,575千円	2,257千円	7,555千円	29.9%

【A】～【E】施設にかかる収入及び支出のみ記載している。

【A】指定管理者制度導入については、利用料金収入は、市の収入とはならない。

【B】市の支出には、指定管理委託料を含む。

【D】利用料金等収入には、利用料金のほか飲食・物販収入等の条例に定めのない収入を含む。

### 2 利用料金の変更案

No.	現行(改定前)				
	区分①	区分②	料金単位	料金	変更案の料金単位に換算した額【G】
1	コテージ	バスタイプ 9人用(宿泊)	1棟1泊につき	12,230円	12,230円
2	コテージ	バスタイプ 6人用(宿泊)	1棟1泊につき	8,150円	8,150円
3	コテージ	バスタイプ 9人用(日帰り)	日帰り利用1回につき	12,230円	12,230円
4	コテージ	バスタイプ 6人用(日帰り)	日帰り利用1回につき	8,150円	8,150円
5	コテージ	シャワータイプ 9人用(宿泊)	1棟1泊につき	9,170円	9,170円
6	コテージ	シャワータイプ 9人用(日帰)	日帰り利用1回につき	9,170円	9,170円
7	コテージ	シャワータイプ 6人用(宿泊)	1棟1泊につき	6,120円	6,120円
8	コテージ	シャワータイプ 6人用(日帰)	日帰り利用1回につき	6,120円	6,120円
9	宿泊料		1人当たり	1,530円	1,530円
10					
11					

変更案			
料金単位	料金 【H】	増減額 (H-G)	増減率 (H/G)
1棟1泊につき	18,300円	6,070円	1.5
1棟1泊につき	12,200円	4,050円	1.5
日帰り利用1回につき	18,300円	6,070円	1.5
日帰り利用1回につき	12,200円	4,050円	1.5
1棟1泊につき	13,700円	4,530円	1.5
日帰り利用1回につき	13,700円	4,530円	1.5
1棟1泊につき	9,100円	2,980円	1.5
日帰り利用1回につき	9,100円	2,980円	1.5
1人当たり	2,200円	670円	1.4

【H】料金の変更案に記載の金額は条例に定める上限額であり、実際の運用額と異なる場合がある。

#### 【その他特記事項】

--

## 大島区住所、年齢別人口・世帯数データ(R7.4.1)

住所 年齢	大島区全体	菖蒲	牛ヶ鼻	仁上	棚岡	大島	中野	上達	下達	大平	岡	板山	田麦	嶺
0~4	15	1			1	3			1	3	5		1	
5~9	18					2		1	3	7	2		1	2
10~14	31	1		2		2		2	1	15	4		1	3
15~19	24	3		2		3			2	9	3	1	1	
20~24	15	4		2	1	2		2	2	2				
25~29	19	1		2		2	1	1	1	8		1	2	
30~34	17	4		2		2			1	5	2		1	
35~39	45	3		3	1	5	1		3	16	11		1	1
40~44	56	4	1	2	2	1		4	3	25	5	1	2	6
45~49	42	3	1	2	1	4		1	2	20	2	1	5	
50~54	54	2		7	4	6		4	2	15	6	1	5	2
55~59	53	5	2	6	4	1		2	3	23	7			
60~64	86	8	3	6	6	5	1	2	4	36	10	1	3	1
65~69	111	9	3	5	7	7		2	7	43	17		7	4
70~74	132	8	4	11	2	10	5	8	5	45	13	6	11	4
75~79	122	5	4	15	7	10	3	6	2	39	13	5	10	3
80~84	113	6	3	10	1	11		6	5	45	7	1	15	3
85~89	100	9	3	10	5	4	1		3	41	8	1	13	2
90~94	89	12	7	3	4	5		2	1	46	4	1	4	
95~99	31	2	1					1	2	20	2	2	1	
100~104	5		1							4				
住所別人口	1,178	90	33	90	46	85	12	44	53	467	121	22	84	31
世帯数	599	36	22	45	24	38	8	19	26	256	54	13	44	14

※ 大平にはほくら園を含む

資料:住民基本台帳より引用